

第 22 回荒川太郎右衛門地区自然再生協議会 議事要旨

平成 21 年 1 月 31 日(土)、「第 22 回荒川太郎右衛門地区自然再生協議会」が開催されました。今回は、湿地環境創出試験施工地の変更、維持管理に係る内容及び協議会委員・運営委員の公募について協議しました。

【議事結果】

湿地環境創出試験施工地の変更の方針については、事務局案で承認された。
次期の協議会委員・運営委員の公募について、事務局案で承認された。

【主な議事内容】

湿地環境創出試験施工地の変更について

今年度予定している湿地環境創出試験施工地について、廃棄物の混入が確認されたため、施工位置及び目的を一部変更する事務局案を提示し、事務局案は承認されました。

ワーキングの状況報告について

ワーキンググループの協議状況について、ワーキング参加委員代表者及び事務局より報告がありました。ワーキンググループにおける協議の進め方や今後の自然再生の取り組みの方向性について協議を行いました。

(主な意見)

<ワーキンググループにおける協議の進め方について>

ワーキンググループでは、様々な委員が参加し、多くの意見を反映していく方がよい。ワーキンググループでだされた課題を協議会で協議し、ワーキングの話し合いや維持管理の実施計画に反映させていくしくみが必要である。

ワーキンググループで懸案となっている事項全てを短期間で結論づけることは難しい。ワーキンググループでは、具体的に実施計画に記載していく事項について議論し、課題については維持管理活動を進めながら協議していきたい。

<今後の自然再生の取り組みの方向性について>

自然観や農業観は人それぞれに異なるため、維持管理活動を進めるためには、何を保全していくか、しっかりとした方針を立てる必要がある。

維持管理活動を行うためには、維持管理組織、道具や活動拠点が必要である。

自然再生事業が経済的に自立していくことが必要である。そのためには、費用や人材の問題を解決する必要がある。

河川事務所では、河川管理の一環としてできる範囲のなかで対応を検討することは可能である。課題も含め実施計画に盛り込み、行動しながら協議していきたい。

自然再生を担う人材を育成したり、地域活性化に結びつける取り組みが重要である。

太郎右衛門自然再生地は首都圏の近くに位置しているため、首都圏の多くの人に関わってもらうことにより、永続的に活動することも可能ではないか。

人の力で維持管理できる内容は限られるため、地形等の物理条件を整えることが基本になると思う。ゴミ等の人為的な影響を制限する維持管理は必要である。

水田を復活させて湿地再生をしていくなど、太郎右衛門自然再生地の現況を総合的に勘案して進めていくことが重要である。

協議会委員・運営委員の公募について

来期の協議会委員・運営委員の公募について、公募時期及び方法等に係る事務局案を提示し、事務局案は承認されました。

その他

- ・会長及び事務局より、東日本自然再生連絡協議会の報告がありました。
- ・事務局より、委員の方が持っている廃棄物に関する情報について、事務局へ連絡をして頂き事務局が聞き取り調査に伺い情報を共有していきたいと提案がありました。
- ・事務局より、協議会委員1名から辞任の申し出があり受理したとの報告がありました。
- ・協議会委員より、中池の水位をどれだけ上げることが可能か、調査して欲しいとの意見がありました。

以上